

住宅型有料老人ホーム花温 運営規程

作成日 令和6年4月1日

第1条（事業の目的）

この規程は、株式会社プルティーノが住宅型有料老人ホーム花温の運営について重要な事項を定めたものであり、事業者がこの「運営規程」に従って事業の円滑な運営を行うとともに、利用者が施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的とします。

第2条（運営の方針）

入居者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来る様、在宅サービスの中からより自分の生活に合わせたケアプラン策定のお手伝い、日常生活上のお世話等を行う事により入居者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに入居者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、基本方針「入居者が中心」を基にその他必要な支援を行う。

1. 安全に配慮した生活空間（設備）の最大利用を図り、楽しい会話、個人生活を尊重し、相手の立場にたった処遇の実践。
2. 入居者の自主性や主体性を配慮し、集合住宅の利点である移動時間がほとんどない事による効率的なまた密度の高い在宅サービスが受けられるシステムを構築していきます。
3. 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、生きがい健康作りを積極的に進め豊かで明るい共同生活が送れるよう配慮する。

第3条（施設の名称と所在地）

施設名称：住宅型有料老人ホーム花温

所 在 地：宮崎県宮崎市大字小松200番地1

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者は（1）名 管理者は、事業所の従業者の管理及び、利用の申込みに係る調整、業務

の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護職員 (15)名 (非常勤4名) 介護職員は、日常生活等における生活支援を行う
- (3) 看護師 (3)名 看護職員は、体調確認、服薬管理、医療機との連携を行う
- (4) 調理員 (3)名 利用者の給食業務に従事する

第5条（入居定員及び居室数）

入居定員は27名、居室数は27室（全室個室）とします。

第6条（利用料及びその他の費用の額）

施設の利用料は以下のとおりです。

費用の納入方式	月額使用料	
入居一時金	無し	
介護費用の一時金	無し	
		個室
月額利用料（30日）	92,900～113,900円	
内訳	管理費	要介護1 39,000円
		要介護2 36,000円
		要介護3 27,000円
		要介護4 24,000円
		要介護5 18,000円
内訳	使途	共用施設等の維持管理費、事務費、管理部門等に係る人件費他
	食費	39,000円
	介護費用	入浴 500円×介護士の人数／回
	光熱水費	入居者が居住する居室の光熱水費は管理費に含む。
	室料	29,000円
内訳	衣類洗濯	3,900円
	寝具洗濯	3,000円

	その他	介護用品費は別途、実費負担。 緊急体制に関する利用料金については、別紙1参照。
	改定ルール	人件費、物価の変動等に基づき、運営懇談会の意見を聞いて決定 オフ
	消費税	上記の金額は、消費税込とする。

第7条（月額利用料の支払方法）

事業者は前月1日より末日までの管理費・食費・室料及びその他の個人負担利用料の請求内訳を当月10日までに利用者もしくは身元引受人に送付し、利用者もしくは身元引受人は当月27日までに事業者に支払うものとします。

- 1 尚、月の途中より入居された場合はその月に関しては入居日より末日までの室料・管理費を日割り計算し、翌月に請求します。食費は（朝食400円・昼食300円・夕食550円・おやつ50円）とし利用された食数分を請求します。支払方法は銀行引き落としとしますが、入居契約時に振込及び現金支払も協議の上決定します。
- 2 入院・外泊等1ヶ月を超える不在の場合はその月は管理費・室料のみを請求するものとします。

第8条（施設の利用に当たっての留意事項）

施設の利用にあたっては、住宅型有料老人ホーム花温の入居契約書に従って対応させていただきます。

- 1 入院・外泊等1ヶ月以上不在の場合の施設からの連絡・施設利用料請求書、領収書の送付等は入居契約書に規定する身元引受人に行うこととします
- 2 入居者は他の入居者の迷惑になる言動をしないように心がけてください。
- 3 外出をする際には必ず職員に目的、帰宅時間等を伝えて外出してください。また、外泊や欠食される場合には必ず所定の用紙に必要事項を記入してください。食事の変更届は前日までにお願いします。
- 4 施設内でのペット飼育は禁止いたします。
- 5 入居者は、施設内での宗教活動・政治活動を行うことを禁止します。
- 6 館内は禁煙です。
- 7 利用者やその家族の求めに応じ財務内容の開示をします。

第9条（給食）

施設は、施設入居者の給食を実施するに当たっては、食品の調理、加工及び貯蔵は清潔で衛生的に行

い、栄養、カロリー、嗜好等に留意するほか、次の事項を実施します。

食事時間 朝 7:00 ~ 8:00

昼 11:00 ~ 12:00 夕 16:00 ~ 17:00

食事は基本的に離床して食堂でして頂きます。（居室等も可）

- (1) 献立表は月ごとに作成し、これを事前に提示します。
- (2) 嗜好調査を月1回以上行います。
- (3) 食器類はその都度消毒します。
- (4) 傷病者については、医師の指導によりその方に適した給食を行います。
- (5) 検食は毎食行い、その結果を記録します。
- (7) 給食業務に従事する職員の検便は、毎月1回以上行います。

2 食事の提供を希望されない場合、各食とも提供日の3日前までに欠食届けを介護職員等に提出していただければ欠食となり、その食事に関する料金は発生しません。

第10条（緊急時における対応）

利用者的心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、医師又は協力医療機関と連絡をとり、適切な対応を行います。

第11条（非常災害対策）

1 非常災害が発生した場合、施設は「防災計画」に従い、利用者の非難等について適切な処置を講じます。

2 非常に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、防災訓練を計画し利用者の方も参加して実施します。

3 自動火災報知器、避難階段、誘導灯などは法令に準拠しています。

緊急通報装置等 緊急連絡・安否確認	居室のベッドサイド及びトイレ、にもナースコール設置、各階事務室にて集中管理。
----------------------	--

協力医療機関 (又は 嘱託医) の 概要及び協力内容	(診療科目) ・内科・適時入居者の健康相談を行う。
事故災害等緊急 時に 入居者が医療 を要する場合の対 応	協力医療機関・周辺医療機関又は入居者が選択する医療機関に搬送、 治療を受けます。費用については、医療保険制度で支給される以外の 費 用は入居者負担。入退院の手続きは無料。

第 12 条 (修繕)

次に掲げる修繕は入居者の故意又は過失による場合を除き、事業所が負担するものとします。

- ア 窓ガラスの取替え イ 網戸の取替え
- ウ 給水栓の取替え エ 排水栓の取替え
- オ その他軽微な修繕

第 13 条 (レクリエーション)

事業者は毎月 1 回施設内レクリエーションとして行事を開催します。開催前に入居者 に当月の行事の内
容と参加希望の有無、参加料金の額を伝えます。参加料金は事前に徴収します。

第 14 条 (代行サービス及び送迎サービス)

- 1 緊急時の医療機関への送迎は有料と致します。

2 定期的な通院や入退院の準備・送迎につきましては、ご家族で行うものとし、代行サービスを行う場合は別途定める料金規則により実費計算し、翌月の利用料金請求書に合算し請求します。

第15条（運営懇談会）

入居者の方々の意見・要望を管理・運営に反映させ、業務を円滑に行うため、入居契約の規定に基づき、施設と入居者から成る「住宅型老人ホーム花温運営懇談会」を設置します。運営懇談会は別表「運営懇談会細則」により運営されます。

第 16条（その他運営に関する重要事項）

- 1 本施設の従業者は資質の向上のために、管理者の指示した研修会、その他の学習会に積極的に参加しなくてはならない。
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 本施設は、入居者及びその家族からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応する。常時、苦情を受け入れる窓口を設置し、また、苦情処理体制を確立するものとする。
- 5 当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を身元引受人に報告し、同意を得た上で行うものとする。また、記録を残し保存するものとする。
- 6 本施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないものとする。
- 7 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、株式会社プルティーノと本施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第 17 条（虐待の防止の措置に関する事項）

虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
- 四 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 五 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

附 則

この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。